



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 14 日 (金)
第 7 9 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (152) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (153) (〃) 2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (154) (〃) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (155・156) (水・大気環境課) 3
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (157) (経済政策課) 6
	保安林の指定の解除予定 (2件) (158・159) (森林保全課) 7
	保安林の指定施業要件の変更予定 (160) (〃) 8
	小型いかつり漁業に係る許可の申請期間 (161) (水産課) 8
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (162) (東部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (163) (〃) 9
	土地改良事業の工事の完了 (164) (西部総合事務所農林局) 9
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 20

告 示

鳥取県告示第 152 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園506-1	介護予防訪問介護	平成 20 年 2 月 2 日

鳥取県告示第 153 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、居宅介護支援事業者から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人一粒の麦	倉吉市東昭和町 173	居宅介護支援事業所キラリ	倉吉市東昭和町 173	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 154 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
江府町	日野郡江府町大字江尾 475	江府町居宅介護支援事業所	日野郡江府町大字江尾 475	平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県告示第 155 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町（変更前 東伯町）

2 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画下水道事業 東伯公共下水道（変更前 東伯町都市計画下水道事業 東伯公共下水道）

3 事業施行期間

平成 9 年 3 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（変更前 平成 9 年 3 月 21 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分

東伯町大字逢東字浜田河原、字浜田及び字東大深田の一部

追加する部分

琴浦町大字逢東字浜田河原、字浜田及び字東大深田の一部

(2) 使用の部分

削除する部分

東伯町大字逢東字鈴ヶ野、谷端、下谷端、上谷端、下田越橋、田越橋、西ノ野、開キ、下深溝、深溝、上深溝、西屋敷、中屋敷、元屋敷、新屋敷、上屋敷、双子塚、家ノ上、石蔵、風呂屋谷、長畑、野際、下小松畑、道丸欠、下道丸欠、西道丸欠、東道丸欠、下大松山、荒神畑、上大松山、小松畑、下野中、荒掘、出口、竹光及び御供田の全域並びに字上風呂屋谷、比丘尼寺、梶田、下ノ垣、野中、溝尻、鶴喰、西大深田、浜田、東大深田及び浜田河原の一部の区域、大字徳万字タカラ、西海端、下上松、海端、西毛色、毛色、西垣下通、上松ノ内中通下、上松、添水谷、下新畑、川端、西垣西通、西垣、下出口、西為信、東為信、下内畑屋敷、内畑、上新畑、角田、為信、下馬込、字西馬込、東馬込、中馬込、仁田下、古城、内畑屋敷、中内畑、中上松、仁田西通り、中仁田、上馬込、上内畑、東上松、三石田、仁田、上道端、盲女垣、龍庵、大久保田、唐屋地、五反田、田越橋下、鳥見、才ノ木、下込堂、中込堂、東込堂、橋馬込、南馬込、王神東、王神上、下惣連、西惣連、惣連及び上込堂の全域、大字丸尾字東浜田、池田、下宝、代官田、吹揚、宝、井手領、蔭ノ下、女給、坂ノ下、出口及び上ノ垣の全部、字西浜田、勘定場、寺田、四十八、上河原、下河原、河原坂ノ下、西川端、松神及び五郎丸の一部の区域、大字保字北田、屋敷及び松神の全域並びに字北河原、沢際、川上、土手ノ前、清水、北市場、家ノ上、字婦塚、桜ヶ坪及び中通の一部の区域、大字下伊勢字西荒神高下、田越橋、谷田、北田、松山、辻リ田、長三屋敷、堤ノ内、荒神下モ、犬加実、屋敷田、上屋敷、上出口、鳴子田、井手領及び往還端の全域並びに字荒神高下、於曾婆、土手下、内海中、下通屋敷、東出口、堂免、西多那喜、前田、八幡土井、押尾田、門畑及び五反田の一部の区域、大字上伊勢字西宮内、東宮内及び松之木の全域並びに字花田、助右衛門田、下ノ屋敷、西ノ木戸、上官屋敷、土居下、西屋敷、東屋敷、堂之前及び神子田の一部の区域、大字浦安字市場、馬場ノ内、上馬場、西屋敷、北畠、惣連、畠田、殿見土居、下中坪、東側、元中坪、東股、水上、屋敷、屋敷田、小門口、字向田及び天神ノ上の全域並びに字清水元、下宮下、上宮下、鹿間土井、六反田、北市場、下ノ平ル、上ノ平ル、塚根、中江田、城山、正免、飛井橋、上中坪、下清繁、東清繁、西之木戸、山道ノ下及び山道ノ上の一部の区域、大字八橋字西町北側、西町南側、仲町北側、仲町南側、新町北側、東町北側、東町南側、茅町、下寺ノ上、赤坂、新屋敷、川向、浜手、東頭ナシ及び大灘の全域並びに字宮ノ下町、

諏訪宮、宮ノ前、馬場、風呂屋、御城山、御城ノ東、大日寺峯、上寺ノ上、後口谷、五輪山、笠見平、大上戸、井手領、大田、頭ナシ、崩し、東崩し、東大灘及び河原端の一部の区域並びに大字田越字東屋敷の一部の区域、大字三保字下白山、下井尻及び東井尻の一部の区域、
追加する部分

琴浦町大字別所字鐘洗の全域並びに字太幸免海道ノ下、女夫岩峯、女夫岩峰、女夫岩海道端、鐘洗南平及び三谷尻の一部の区域、大字八橋字西町北側、西町南側、仲町北側、仲町南側、新町北側、東町北側、東町南側、茅町、下寺ノ上、赤坂、新屋敷、川向、浜手、井手領、大日寺峯、東頭ナシ、大灘、御城ノ東、上寺ノ上、後口谷、大上戸、大田、頭ナシ、八反田ケ坪、樋掛り、崩し及び東崩しの全域並びに字宮ノ下町、諏訪宮、馬場、風呂屋、宮ノ前、御城山、北小橋、體玄寺、下勝見、南田井、南田井東平、五輪山、桑木谷、桑ノ木、四反畑、笠見平、廻尻、河原端、東大灘、上河原端、下河原、東下河原及び西河原の一部の区域、大字笠見字向田、城ケ鼻、屋敷及び八反ケ坪の全域並びに字坪ノ内、城山、下総、八幡越、中峯、向山及び平ヶ坂の一部の区域、大字逢東字鈴ヶ野、谷端、下谷端、上谷端、下田越橋、田越橋、西ノ野、開キ、下深溝、深溝、上深溝、西屋敷、中屋敷、元屋敷、新屋敷、上屋敷、双子塚、家ノ上、石蔵、風呂屋谷、長畑、野際、下小松畑、道丸欠、下道丸欠、西道丸欠、東道丸欠、下大松山、荒神畑、上大松山、小松畑、下野中、荒掘、出口、竹光及び御供田の全域並びに字上風呂屋谷、比丘尼寺、梶田、下ノ垣、野中、溝尻、鶴喰、西大深田、浜田、東大深田及び浜田河原の一部の区域、大字徳万字タカラ、西海端、下上松、海端、西毛色、毛色、西垣下通、上松ノ内中通下、上松、添水谷、下新畑、川端、西垣西通、西垣、下出口、西為信、東為信、下内畑屋敷、内畑、上新畑、角田、為信、下馬込、字西馬込、東馬込、中馬込、仁田下、古城、内畑屋敷、中内畑、中上松、仁田西通り、中仁田、上馬込、上内畑、東上松、三石田、仁田、上道端、盲女垣、龍庵、大久保田、唐屋地、五反田、田越橋下、鳥見、オノ木、下込堂、中込堂、東込堂、橋馬込、南馬込、王神東、王神上、下惣連、西惣連、惣連及び上込堂の全域、大字丸尾字東浜田、池田、下宝、代官田、吹揚、宝、井手領、蔭ノ下、女給、坂ノ下、出口及び上ノ垣の全部、字西浜田、勘定場、寺田、四十八、上河原、下河原、河原坂ノ下、西川端、松神及び五郎丸の一部の区域、大字保字北田、屋敷及び松神の全域並びに字北河原、沢際、川上、土手ノ前、清水、北市場、家ノ上、宇婦塚、桜ヶ坪及び中通の一部の区域、大字下伊勢字西荒神高下、田越橋、谷田、北田、松山、汙リ田、長三屋敷、堤ノ内、荒神下モ、犬加実、屋敷田、上屋敷、上出口、鳴子田、井手領及び往還端の全域並びに字荒神高下、於曾婆、土手下、内海中、下通屋敷、東出口、堂免、西多那喜、前田、八幡土井、押尾田、門畑及び五反田の一部の区域、大字上伊勢字西宮内、東宮内及び松之木の全域並びに字花田、助右衛門田、下ノ屋敷、西ノ木戸、上官屋敷、土居下、西屋敷、東屋敷、堂之前及び神子田の一部の区域、大字浦安字市場、馬場ノ内、上馬場、西屋敷、北畠、惣連、畠田、殿見土居、下中坪、東側、元中坪、東股、水上、屋敷、屋敷田、小門口、字向田及び天神ノ上の全域並びに字清水元、下宮下、上宮下、鹿間土井、六反田、北市場、下ノ平ル、上ノ平ル、塚根、中江田、城山、正免、飛井橋、上中坪、下清繁、東清繁、西之木戸、山道ノ下及び山道ノ上の一部の区域、大字三保字道端の全域並びに字下白山、下井尻、白山、井手畑、上白山、一本木、大橋、鉢屋垣、堂ノ下、六反田、井尻、水尻、家ノ下、三反田、家ノ前、屋敷、上宮ノ西、上宮ノ前、市道、神宮、砂畑及び下大江口の一部の区域、大字下大江 字和佐田、寺屋敷、堂ノ上及び屋敷の全域並びに字出口、縄手、次郎兵衛田、大窪田、北田、東縄手、草苅道及び三通田の一部の区域、大字美好字中屋敷の全域並びに字西屋敷、志ば利、石田、出口、道畑ケ、前畑ケ、三反田、二股、明後寺、天神、隈ノ上、下大江口、隈ノ下、道ノ下、道ノ上、土井ノ上、シン宮及び東竹信の一部の区域並びに大字竝字明後寺、三所田及び西明後寺の一部の区域

鳥取県告示第 156 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

琴浦町（変更前 赤碕町）

2 都市計画事業の種類及び名称

赤碕都市計画下水道事業 赤碕公共下水道（変更前 赤碕町都市計画下水道事業 赤碕公共下水道）

3 事業施行期間

平成 8 年 7 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（変更前 平成 8 年 7 月 19 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分

赤碕町大字筥津字牧戸、西牧戸、東濱及び陳場の一部の区域並びに大字八幡字念佛面及び羽田井田の一部の区域

追加する部分

琴浦町大字筥津字牧戸、西牧戸、東濱及び陳場の一部の区域並びに大字八幡字念佛面及び羽田井田の一部の区域

(2) 使用の部分

削除する部分

赤碕町大字赤碕字紺屋田、西野、ヲナカケ、中花見、ヲナガケ、狐山、西谷尻、永松山、東松山、西谷海道ノ下、地蔵町海道ノ下、歩行道ノ下、茶山之西、了然開、塚畑、西八幡山、下八幡山、八幡山、オノ木谷尻、長松山、八幡坂屋敷東側、柏谷海道ノ上、中嶋、狐山、四人畑、西ヲナガケ、陰レ田、下陰レ田、狐塚ノ下、狐塚、柏谷海道ノ下、澤山、柏谷尻、西野海道ノ上、西谷海道ノ上、柏谷大山道ノ下、狐塚野、地蔵町、地蔵面、五輪東平、宮ノ空、道由、風呂呂揚口、藪ノ西、地蔵面大山道ノ下、西中條、中條北側、中條南側、東條、昼飯塚、ウヘノ山東、オノ木野、前野、柏谷駄道ノ東、畑ノ東、大山道ノ上、扇子提ノ東、東山、ウヘノ山、中土手、赤ヒゲノ南、西條ノ上、荒神谷、平瀬、御蔵ノ上、貳本松、後伽藍、西納屋畑、荒神谷尻、中瀬、荒神西、塩屋及び西條屋敷の全域並びに字花見、月輪、狐塚尻、四人畑頭、鉢屋屋敷、八斗前西平、河原ノ上、茶山、源助開、ヲナガケ尻、腰廻、東花見、柏谷海道ノ上、中清水、五輪峰頭、溝上谷詰東平、溝上谷頭西平、風呂呂谷中、上道由、智光寺谷、智光寺東峯、大畑ノ下、中細道、西谷大山道ノ上、屋敷田、山ノ前、オノ木細道ノ東、オノ木、西谷提ノ上、地蔵面頭、扇子提ノ西、柏谷駄道ノ上、東地蔵面、オノ木化粧川、團子山、溝上谷尻西平、前田、柏谷大山道ノ上、塩濱筋、柏谷詰西、三反田、観音堂、菊港、五輪、的場、柏谷詰、荒神谷頭、西地蔵面及び溝上谷尻の一部の区域、大字八幡字西屋敷、北中橋、中道ノ下、土居ノ下、屋敷田、東浜、三良兵衛山、中橋ノ下、北古市場、西古市場、南古市場、古市場、海道ノ上、屋敷、海道ノ下、中橋及び中橋ノ東の全域並びに字念佛面、山ノ下、公文給、三良兵衛田、孫屋敷、西ノ畑、小太郎垣、東小太郎垣、馬場ノ西、狐塚、羽田井田、松山、引木田、善兵衛田、土器田及び中橋ノ西の一部の区域、大字筥津字下宮代、西清川及び東清川の全域並びに字日本地平、下野、西宮代、コブギ、古城、荒神ノ上、築地ヶ内、東前田、前田、東濱、西中濱、小婦計、屋敷東通、往還ノ下屋敷、九尺、砂田、三反田、二反田、餘田、西出口、鋸野、屋敷西通、陳場及び金屋畑の一部の区域並びに大字出上字大道ノ西及び杖曳ノ上の全域並びに字慶雲、鐘鑄谷、前野、野畑、松林、谷ノ山、野畑ノ東及び谷山ノ東の一部の区域

追加する部分

琴浦町大字赤碕字紺屋田、西野、ヲナカケ、中花見、ヲナガケ、狐山、西谷尻、永松山、東松山、西谷海道ノ下、地蔵町海道ノ下、歩行道ノ下、茶山之西、了然開、塚畑、西八幡山、下八幡山、八幡山、オノ木谷尻、長松山、八幡坂屋敷東側、柏谷海道ノ上、中嶋、狐山、四人畑、西ヲナガケ、陰レ田、下陰レ田、

狐塚ノ下、狐塚、柏谷海道ノ下、澤山、柏谷尻、西野海道ノ上、西谷海道ノ上、柏谷大山道ノ下、狐塚野、地蔵町、地蔵面、五輪東平、宮ノ空、道由、風呂谷揚口、藪ノ西、地蔵面大山道ノ下、西中條、中條北側、中條南側、東條、ウヘノ山東、オノ木野、前野、柏谷駄道ノ東、畑ノ東、大山道ノ上、扇子提ノ東、東山、ウヘノ山、中土手、赤ヒゲノ南、西條ノ上、荒神谷、平瀬、御蔵ノ上、貳本松、後伽藍、西納屋畑、荒神谷尻、中瀬、荒神西、塩屋、西條屋敷、松ヶ谷、東松ヶ谷、笠取坂之前、荒神谷東平及びきらりの全域並びに字花見、月輪、狐塚尻、四人畑頭、鉢屋屋敷、八斗前西平、河原ノ上、茶山、源助開、ヲナガケ尻、腰廻、東花見、柏谷海道ノ上、中清水、五輪峰頭、溝上谷詰東平、溝上谷頭西平、風呂谷中、上道由、智光寺谷、智光寺東峯、大畑ノ下、中細道、西谷大山道ノ上、屋敷田、山ノ前、オノ木細道ノ東、オノ木、西谷提ノ上、地蔵面頭、扇子提ノ西、柏谷駄道ノ上、東地蔵面、オノ木化粧川、溝上谷尻西平、前田、柏谷大山道ノ上、塩濱筋、柏谷詰西、三反田、観音堂、菊港、五輪、的場、柏谷詰、荒神谷頭、西地蔵面、溝上谷尻、納屋畑、大堀、船場、弥平山、西三軒家、東三軒家、上弥平山、上船場、月輪、屋敷、上道由、佐崎田、細工田及び下三反田の一部の区域、大字松谷字濱田の全域並びに字墓ノ下、墓ノ上、大堀、蛸之笠、川向、向山西平、向山、海道ノ上、溝上、西峰、堤ノ上、下大成、屋敷、大西及び引木屋敷一部の区域、大字別所字荒神西谷及び西塚廻の全域並びに字笠取坂屋敷、笠取坂峯、西谷尻、太幸免海道ノ上、西塚廻リノ上、荒神畑、太幸免東峯、荒神西谷頭、鐘鑄谷尻、女夫岩東平、竹小路西谷尻、七曲西谷頭、七曲西谷尻、女夫岩峯、女夫岩海道端、女夫岩峯及び太幸免海道ノ下の一部の区域、大字八幡字西屋敷、北中橋、中道ノ下、土居ノ下、屋敷田、東浜、三良兵衛山、中橋ノ下、北古市場、西古市場、南古市場、古市場、海道ノ上、屋敷、海道ノ下、中橋及び中橋ノ東の全域並びに字念佛面、山ノ下、公文給、三良兵衛田、孫屋敷、西ノ畑、小太郎垣、東小太郎垣、馬場ノ西、狐塚、羽田井田、松山、引木田、善兵衛田、土器田、中橋ノ西、御崎、丈楽、屋敷西通、屋敷東通、西川、門田、東仲田、宮ノ下及び四反田の一部の区域、大字笹津字下宮代、西清川及び東清川の全域並びに字日本地平、下野、西宮代、コブギ、古城、荒神ノ上、築地ヶ内、東前田、前田、東濱、西中濱、小婦計、屋敷東通、往還ノ下屋敷、九尺、砂田、三反田、二反田、餘田、西出口、釧野、屋敷西通、陳場、金屋畑、千々木、中ノ垣、東上ノ田井及び岩田の一部の区域、大字湯坂 字屋敷の全域並びに字水尻、宮代屋敷、荒神ノ上、下西ノ田井及び地蔵免の一部の区域、大字光字西屋敷の全域並びに字下松田、東屋敷、藪ノ内、前河原、上河原、出口畑、藪ノ内及び滝端の一部の区域、大字出上字大道ノ西、杖曳ノ上、塚根、中島、岩屋畑、前田、川尻及び西屋敷の全域並びに字慶雲、鐘鑄谷、前野、野畑、松林、谷ノ山、野畑ノ東、谷山ノ東、駄道ノ上、辺呂子田、福地田、左衛門九郎、アツハイ、東屋敷、西ノ田井、前屋敷、井出端、千駄垣、天王、西中島、喜三郎田、塗屋田、河原田、南五輪田及び梨子垣の一部の区域並びに大字太一垣字宮ノ前及び國主屋敷の全域並びに字北畑、狼谷、曾尻、中河原、観音ノ前、宮ノ北、北田、東河原及び東瀧の一部の区域

鳥取県告示第 157 号

平成 19 年鳥取県告示第 1063 号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したユニサン後藤駅前店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要

(1) 荷さばき施設の周辺に住宅があるため、早朝や夜間の荷さばき作業による騒音の発生に注意すること。

- (2) 閉店後の駐車場内における暴走行為等による騒音発生に注意すること。
- (3) キュービクル、空調室外機等からの騒音や低周波等に注意すること。

3 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 14 日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糞町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第 158 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東 3 の 21（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公益上の理由（道路用地）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 159 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字浜田灘東 3 の 22（次の図に示す部分に限る。）、3 の 23、字二割屋敷東 3688 の 29

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公益上の理由（道路用地）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 160 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町上野字川平92の38、字日垣谷115の1、115の13から115の16まで、115の28、115の29、115の60、116の2、116の3、116の5から116の9まで、116の12、116の14、116の15、大内字足谷1043、福兼字末鎌河原平325の1、325の4、325の7から325の9まで、325の13、字末鎌大成ノ三328の2、字末鎌家ノ後611の2、莊字牛切1394の4、白水字法定462から468まで、469の13から469の15まで、469の17、469の20から469の22まで、527、福岡字小谷東261、262、字鉦床西平296の1、297、298の1、字小正谷下857の1、字百田平898の2、字栃ノ木900の1、900の3、字長井谷奥ノ一1142、1146、字岡平ル2122、2123、2125、字仏谷2130から2132まで、2136、2140、字高橋2180、2182、2188、字松ヶ谷2249の1、字竹ノ平ル2892から2894まで、2895の1、2903の1、2904、字中倉2941、大倉字森原1402、1403の1から1403の3まで、字落シ平1527、二部字間地山2143の7、字小島木谷2171、畑池字大堤1665の1、1665の2、1666から1668まで、1669の1、1669の2、1670、1671の1、1672、1673の1、1673の2、富江字向屋敷二112の1、113、字下モ堀谷123から126まで、128の1、129の1、134の1、135、136、137の1、字向畑平197の1、福島字家ノ上エ313の1、字入道谷ノ三315、字入道谷ノ一327、328、大坂字鷹子23、24、長山字松ヶ成ル464から466まで、字古寺473、474、477、487、古市字井ノ谷上ミ平684の1、691、字井ノ谷下モ平701、702、字下モ平772、字山根田平ラー776から779まで、宮原字六郎谷1014の1、1014の2、字城床1015、字藤五郎1016から1018まで、1021から1023まで、字猿籠1024、字大ザリ口道上1025、金屋谷字ノブシ原1544の1、中祖字権現下タ2、4、6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

白水字法定462から468まで、469の13から469の15まで、469の17、469の20から469の22まで、527、福島字家ノ上エ313の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 161 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者が営む小型いかつり漁業（総トン数 10 トン以上 30 トン未満の船舶を使用するものに限る。）に係る許可の申請期間を平成 20 年 3 月 17 日から同月 21 日までと定めたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 162 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取医療生協ヘルパー ステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 211	平成 20 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 163 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取医療生協ヘルパー ステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 211	平成 20 年 3 月 1 日

鳥取県告示第 164 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大山町	基盤整備促進事業 松河原地区 農道整備	平成 13 年 3 月 23 日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 22 日付鳥取県告示第 86 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

羽田財三郎	西伯郡伯耆町金屋谷字水無原 4 の 1
影山 さた	〃
影山栄治郎	〃
影山音治郎	〃
影山 勘重	〃
影山代五郎	〃
影山又三郎	〃
影山 民蔵	〃
影山 隆治	〃
影山 隆蔵	〃
亀尾長三郎	〃
景山政治郎	〃
戸田延一郎	〃
戸田亀治郎	〃
戸田 俊録	〃
戸田友三郎	〃
松原 万蔵	〃
松本 憲治	〃
松本 正良	〃
上田政三郎	〃

斉木 一雄	〃
船越 浩	〃
船越順治郎	〃
船越梅三郎	〃
池本半治郎	〃
池本米三郎	〃
入江 栄作	〃
入江元治郎	〃
入江幸治郎	〃
入江作治郎	〃
入江 作重	〃
入江 春彦	〃
入江松五郎	〃
入江 通治	〃
入江友治郎	〃
小泉 澄彦	西伯郡伯耆町金屋谷字榭水高原 793 の 52
砂口 理重	西伯郡伯耆町岩立字榭水高原 4 の 2
森田 菊蔵	〃
森田長四郎	〃
森本 滋松	〃
深田 永重	〃
西村 延政	〃
西村 温興	〃
西村亀太郎	〃
足立重三郎	〃
足立 慎一	〃
足立帛四郎	〃
村尾 勘市	〃
村尾久次郎	〃
村尾源次郎	〃
田渕 久子	〃
田渕 作治	〃
土谷 浪子	西伯郡伯耆町岩立字榭水高原 4 の 9

砂口 理重	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 4 の 24
森田 菊蔵	〃
森田長四郎	〃
森本 滋松	〃
深田 永重	〃
西村 延政	〃
西村 温興	〃
西村亀太郎	〃
足立重三郎	〃
足立 慎一	〃
足立帛四郎	〃
村尾 勘市	〃
村尾久次郎	〃
村尾源次郎	〃
田淵 久子	〃
田淵 作治	〃
二宮 建	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 5 の 6
大杖正太郎	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 8 の 6
〃	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 9 の 9
石崎 潔	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 16
松田 康弘	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 36
坂本 利秀	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 80
森田 重業	〃
足立 好	〃
高橋 慶蔵	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 93
松田 康弘	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 117
石崎 潔	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 119
〃	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 120
〃	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 121
足立 礎	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 184
羽田財三郎	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1068 の 1
影山 きよ	〃
影山 さた	〃

影山乙次郎	〃
影山庄太郎	〃
影山代五郎	〃
影山又三郎	〃
影山 民蔵	〃
戸田安一郎	〃
戸田 雅雄	〃
松原 万蔵	〃
松本清三郎	〃
上田政三郎	〃
斉木フデノ	〃
船越梅三郎	〃
船越 懿治	〃
池本 官	〃
池本 正治	〃
入江 栄作	〃
入江 賢運	〃
入江 春彦	〃
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 1
松本 源市	〃
松本 達則	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃
熱海 孝治	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 2
由良ハルミ	〃
由良 正治	〃
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 3
松本 源市	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃
松本 良智	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 13
笠原かおり	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 44
田中 寔	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 69

三島 一久	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 70
石原 弘子	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 84
由良ハルミ	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 85
由良 通子	〃
由良ハルミ	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 86
由良 通子	〃
池内 昭夫	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 89
上杉 洋子	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 103
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1072
松本 源市	〃
松本 達則	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1073
松本 源市	〃
松本 達則	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備えて縦覧に供する。〕

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 26 日付鳥取県告示第 89 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石賀 重雄	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2141 の 18
太田 かつ	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2141 の 38
宮本千代蔵	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 10
保田 政吉	〃
和田 むめ	〃
岸本いち子	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 24
矢城 金治	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 25
山本 吉弘	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 27
杉谷 岩雄	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 43
藤原与太郎	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 47
進木 直好	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 56
山崎新太郎	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 62
金本 藤蔵	倉吉市関金町関金宿字池谷口 2142 の 64
金田 治也	倉吉市関金町関金宿字大黒 2247 の 2
金本 寿一	〃
金田 治也	倉吉市関金町関金宿字大黒 2248
金本 寿一	〃
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2249 の 1
上田 譲	倉吉市関金町関金宿字大黒 2249 の 2
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2250 の 1
長野 智行	倉吉市関金町関金宿字大黒 2253
〃	倉吉市関金町関金宿字大黒 2254
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2255
藤原 兵蔵	〃
前田 秀雄	倉吉市関金町関金宿字大黒 2256 の 1

藤原 兵蔵	〃
田中 鶴江	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2259 の 1
河本 雅鉦	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2259 の 2
牧野 喜友	〃
河本 雅鉦	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2260 の 2
牧野 喜友	〃
尾崎 久義	倉吉市関金町関金宿字沢谷 2260 の 5
加藤 敏	倉吉市関金町関金宿字東曾谷尻 2469 の 2
山根保太郎	〃
金本 寿一	倉吉市関金町関金宿字東曾谷尻 2472 の 2
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2537 の 2
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2539 の 1
加藤 文夫	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2539 の 2
山本 節雄	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2545
伊藤 善蔵	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 1
岩本幸太郎	〃
藤原 勇浩	〃
牧野 喜友	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 6
岡西 利雄	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 20
石谷 誠	〃
藤井 憲明	〃
尾崎 久義	〃
進木 由輝	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 22
椿 ツヤ子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 39
前田 洋一	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 41
椿 ツヤ子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 47
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 48
吉田 光義	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 51
加藤 肇	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 58
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 62
吸ヶ田 進	〃
鳥飼 芳	〃
保田 光喜	〃

牧田 倫子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 63
遠藤 伸彦	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 68
金田 好弘	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 71
古沢 一男	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 74
山本 ぎん	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 79
吉田 光義	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 84
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 86
加藤 淳二	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 89
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 90
加藤 文夫	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 100
〃	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 106
加藤 暁夫	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 110
牧田 皓司	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2548 の 113
牧野まき子	倉吉市関金町関金宿字東中曾谷 2551
進木 亀雄	倉吉市関金町関金宿字奥曾谷山 2623 の 4
金田 好弘	倉吉市関金町関金宿字奥曾谷山 2624 の 1
太田 玄市	〃
進木 亀雄	倉吉市関金町関金宿字奥曾谷山 2624 の 2
石原 敏	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 3
佐野 勇	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 4
杉山 茂	〃
杉谷 忠	〃
加藤 繁敏	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 6
鷲見 明彦	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 11
大野 操	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 26
〃	倉吉市関金町関金宿字西中曾谷 2628 の 29
蔵富 重文	倉吉市関金町山口字小黒下モ平ラ 197 の 2
蔵富 菊蔵	倉吉市関金町山口字小黒上ミノ平ラ 204
安藤 節子	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 1
小椋 米蔵	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 2
小椋美白男	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 5
〃	倉吉市関金町山口字明ノ目 834 の 12
中本 栄市	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 5

後藤 博行	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 8
森山 国延	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 10
朝日 鹿蔵	〃
朝日 勝美	倉吉市関金町山口字西大河原 839 の 18
中本 栄市	倉吉市関金町山口字西大河原 841
後藤 博行	倉吉市関金町山口字水上ミ 1042
加藤 肇	倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 3
〃	倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 6
〃	倉吉市関金町山口字山白水 1154 の 8
牧田 皓司	倉吉市関金町山口字山矢櫃 1378 の 17
新田 修	倉吉市関金町山口字山矢櫃 1378 の 21
新田 良男	倉吉市関金町山口字山矢櫃 1389
安藤 和史	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 28
安藤寿美子	〃
安藤美知子	〃
山本 精則	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 40
安藤 和史	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 48
安藤寿美子	〃
安藤美知子	〃
安藤 和史	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 50
安藤寿美子	〃
安藤美知子	〃
秋吉 とね	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 51
安藤 節子	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 70
〃	倉吉市関金町山口字山船ヶ谷 1507 の 73
後藤 多市	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 21
美船槌太郎	〃
野田 熊吉	〃
山本 頼三	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 24
鷲見 久松	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 36
豊田経二郎	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 43
〃	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 44
〃	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 45

〃	倉吉市関金町山口字山万上奥 1879 の 46
飛田 広治	倉吉市関金町山口字山加例谷 1893 の 10
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
野田 勲	〃
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 40
野田 勲	〃
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 41
野田 勲	〃
安藤 繁俊	倉吉市関金町山口字浅井本谷 1944 の 45
野田 勲	〃
佐々木松太郎	倉吉市関金町山口字良源寺 1945 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
矢城 忠雄	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

杉山 茂	倉吉市関金町関金宿字城山平 1369 の 1
------	------------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保
全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 調達件名及び数量

ア 鳥取盲学校点字ディスプレイ等機器及び接続機器一式（以下「盲学校納入分」という。）

イ 日野高等学校黒坂校舎県立学校サーバ機器一式（以下「黒坂校舎納入分」という。）

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

ア 盲学校納入分 平成20年6月1日から平成25年3月31日まで

イ 黒坂校舎納入分 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入期限

ア 盲学校納入分 平成 20 年 5 月 31 日（土）

イ 黒坂校舎納入分 平成20年3月31日（月）

(5) 履行場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

(1)のア及びイの区分ごとに入札を行うので、入札者は、当該入札に係る区分に掲げる物品に係る1月当たりの賃借料（保守料を含む。）を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器及びリース・レンタルに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年3月18日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成20年3月14日（金）から同月24日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

電子メールアドレス kyouikukankyou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年3月14日(金)から同月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

次のとおりとする。(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成20年3月21日(金)午後5時までとする。)

(ア) 盲学校納入分 平成20年3月24日(月)午前10時

(イ) 黒坂校舎納入分 平成20年3月24日(月)午前10時20分

イ 場所 鳥取県庁第32会議室(鳥取県庁車庫棟1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成20年3月21日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に58月(黒坂校舎納入分にあつては、60月)を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に58月(黒坂校舎納入分にあつては、60月)を乗じて得た金額の100

分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、1の(1)のア及びイの区分ごとに会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格(入札書比較価格)の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。